

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）  
2026年度～2030年度（第6次）

2026年4月  
蓮田白岡衛生組合

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 背景 .....	2
(1) 気候変動の影響 .....	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 .....	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 .....	3
3. 基本的事項 .....	4
(1) 目的 .....	4
(2) 対象とする範囲 .....	4
(3) 対象とする温室効果ガス .....	4
(4) 計画期間 .....	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け .....	4
4. 温室効果ガスの排出状況 .....	5
(1) 温室効果ガス総排出量 .....	5
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因 .....	6
5. 温室効果ガスの排出削減目標 .....	8
(1) 目標設定の考え方 .....	8
(2) 温室効果ガスの削減目標 .....	8
6. 目標達成に向けた取組 .....	10
(1) 取組の基本方針 .....	10
(2) 具体的な取組内容 .....	10
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	13
(1) 推進体制 .....	13
(2) 点検・評価・見直し体制 .....	14
(3) 進捗状況の公表 .....	14

## 1. はじめに

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、白岡市においても、2050年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

蓮田白岡衛生組合においても、廃棄物の減量化・資源化の啓発等をはじめとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

蓮田白岡衛生組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、蓮田白岡衛生組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、蓮田白岡衛生組合が行う事務・事業とします。  
なお、他者に委託して行う事業については、対象外とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

#### (4) 計画期間

2026 年度から 2030 年度までの 5 年間の計画とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して作成します。

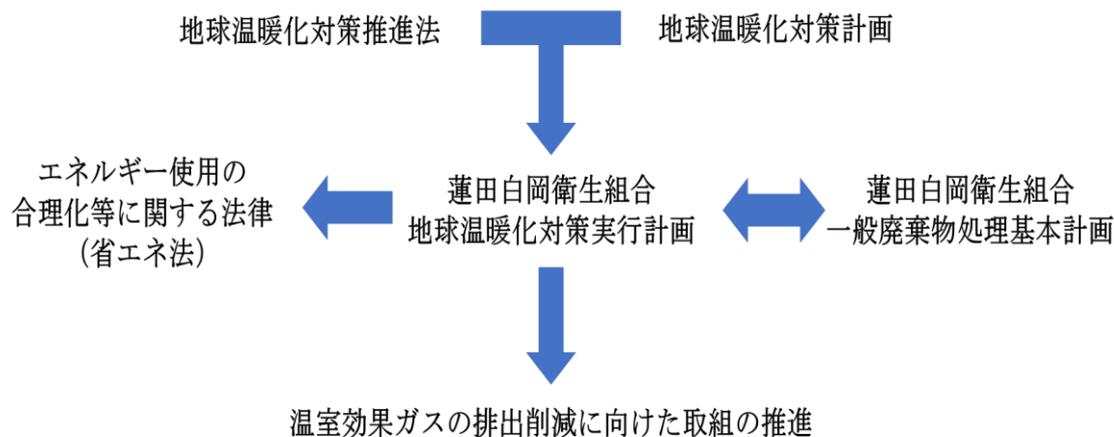


図 1 計画の位置づけ

#### 4. 温室効果ガスの排出状況

##### (1) 温室効果ガス総排出量

###### ①エネルギー起源CO<sub>2</sub>

埼玉県地球温暖化対策計画制度に基づき、基準排出量の算定は2002年度から2007年度までの任意の連続する3か年度の排出量の平均から設定することとされており、当組合においては電力使用量が比較的安定していた2003年度から2005年度までの平均排出量である3,868t-CO<sub>2</sub>をエネルギー起源CO<sub>2</sub>の基準排出量として定めています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

また、2023年度から2024年度にかけて増加している理由としては、県内協力体制による、ごみの受入を行ったためです。

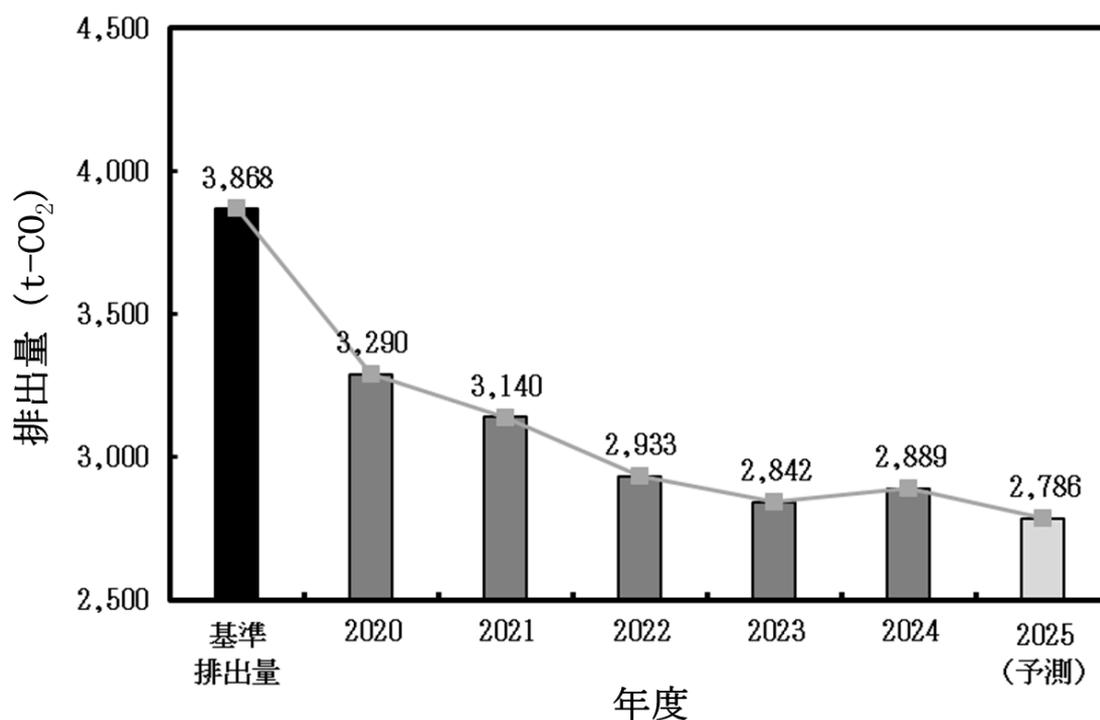


図2 エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量実績

## ②非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

2010 年度に准連続焼却方式から連続焼却方式への変更に伴い、ごみ焼却施設の処理能力を 180t/16h から 270t/24h に変更したことから、廃棄物焼却に由来する非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の基準排出量は、2010 年度の 11,832t-CO<sub>2</sub>を基準排出量として定めています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。

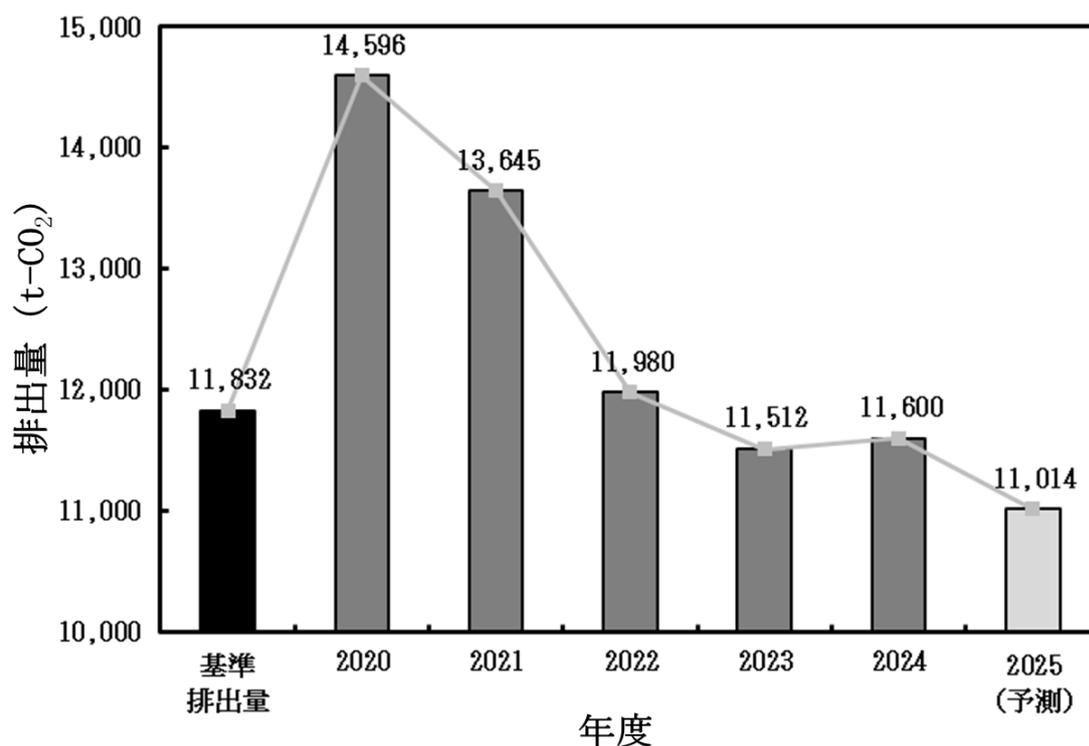


図3 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量実績

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

蓮田白岡衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものがあげられます。

### ①エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

#### 増加要因

- ・ごみ処理量(県内協力体制分を含む)の増加に伴う、電気使用量の増加
- ・ごみ焼却施設の立上げ回数増加に伴う、A 重油使用量の増加
- ・軽油使用量の増加

#### 減少要因

- ・ ごみ処理量の削減及び LED 照明等の省エネルギー機器の導入に伴う、電気使用量の減少
- ・ ごみ焼却施設の立上下げ回数の減少に伴う、A 重油使用量の削減
- ・ 軽油使用量の削減

#### ②非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

##### 増加要因

- ・ 可燃ごみ(県内協力体制分を含む)の増加に伴い、可燃ごみ中の合成繊維及び廃プラスチック類焼却量の増加

##### 減少要因

- ・ 可燃ごみ(県内協力体制分を含む)の削減に伴い、可燃ごみ中の合成繊維及び廃プラスチック類焼却量の減少
- ・ 廃プラスチック類の分別・収集による焼却量の減少

## 5. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、蓮田白岡衛生組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

#### ① エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

目標年度（2030年度）に、基準年度（2003年度から2005年までの平均）比で32%削減することを目標とします。

項目	基準年度 2003-2005年度の平均	目標年度 2030年度
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	3,868t-CO <sub>2</sub>	2,632t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	32%

表1 エネルギー起源 CO<sub>2</sub>削減目標

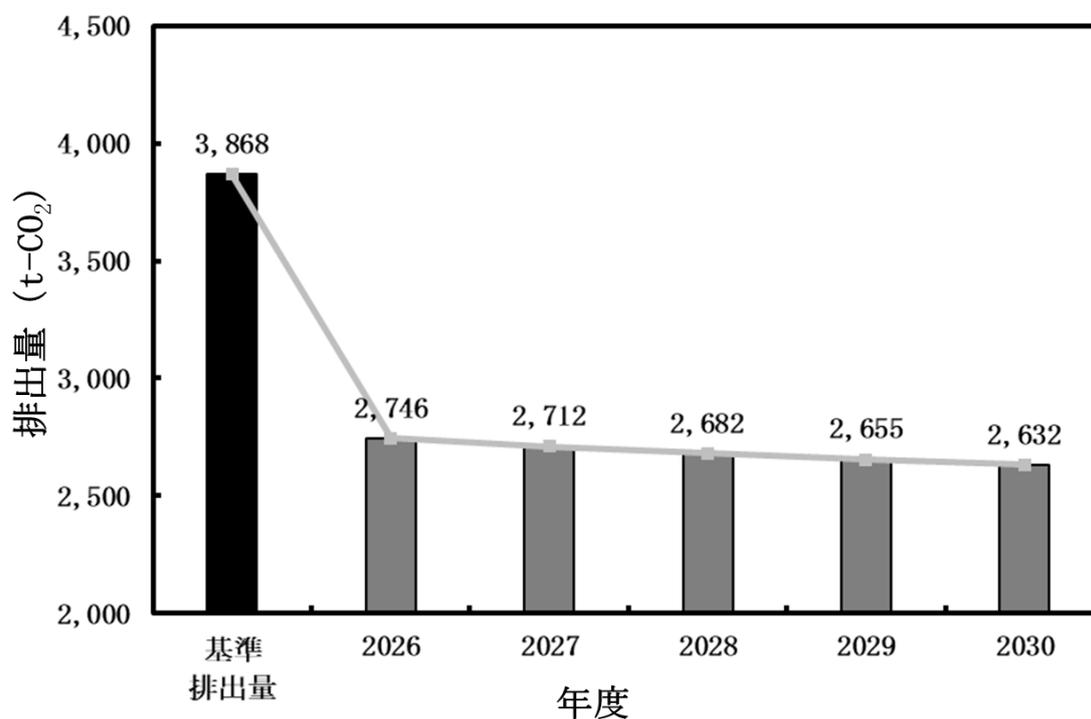


図4 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標推移

②非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>

目標年度（2030年度）に、基準年度（2010年度）比で16%削減することを目標とします。

項目	基準年度 2010年度	目標年度 2030年度
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	11,832t-CO <sub>2</sub>	9,984t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	16%

表2 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>削減目標

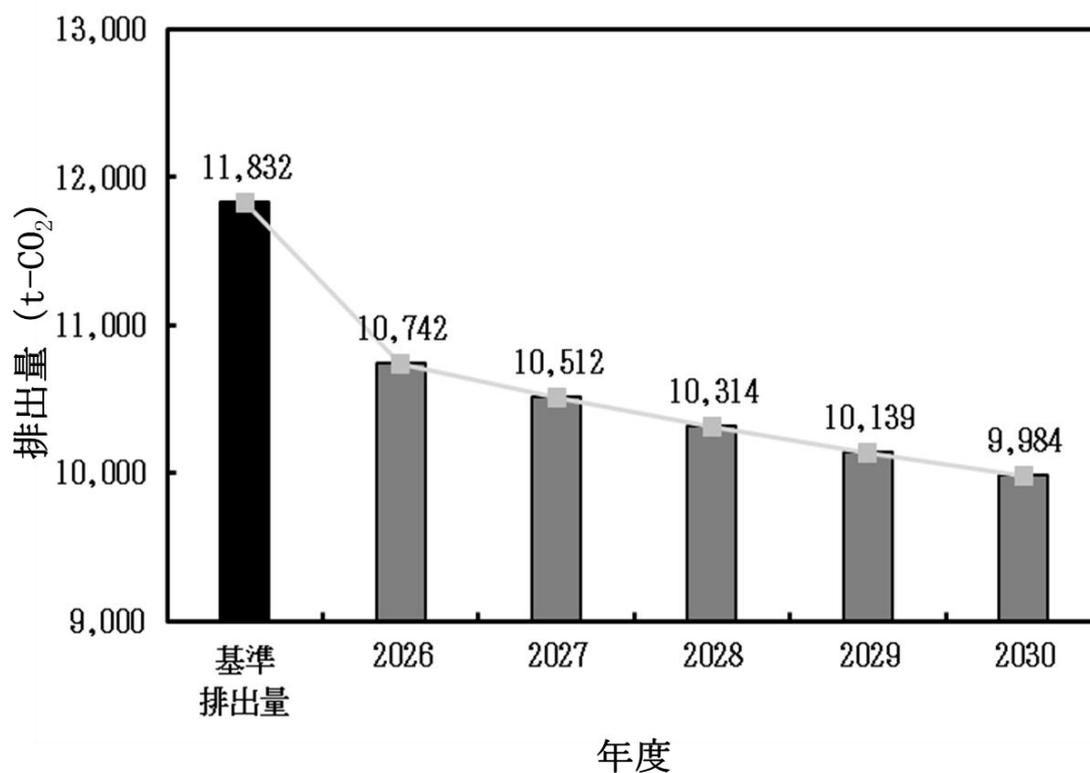


図5 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標推移

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と軽油・A重油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

措置	目標
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量の削減に向けた取組	
ア. 燃料使用量の削減	暖房器具の使用を控え、灯油使用量の削減に努めます。
	場内で使用している運搬車両などの使用の効率化を図り、軽油使用量の削減に努めます。
	焼却炉を連続運転することで立上げ立下げの運転回数を減らし、助燃材としてのA重油量の削減に努めます。
	給湯器及びガスコンロの使用を控え、液化石油ガス(LPG)使用量の削減に努めます。
イ. 電気使用量の削減	燃えるごみの削減に取り組むことで焼却炉の運転時間を減らし、電気使用量の削減に努めます。
	省エネ法に基づき、省エネルギーを考慮したプラント運転の効率化を図ります。
	照明の消灯 (ア) 不要な場所は消灯します。 (イ) 使用時以外又は、退庁時の消灯を徹底します。 (ウ) 昼休みの消灯を励行します。 (エ) 照明器具の定期清掃を実施し、エネルギーの効率化を図ります。
	ノー残業デーの実施 午後5時15分以降の勤務はなるべく避けるとともに、毎週金曜日を「ノー残業デー」とします。
	パソコン、プリンターはこまめに電源を切り、使用していない電源タップをオフにします。
	エレベーターの使用を控え階段利用を促進します。

	<p>シュレッダーの使用は、個人情報などの機密文書に限り使用します。</p> <p>夏季及び冬季における空調機を適正な設定温度で使用します。また、空調のフィルターは夏・冬それぞれ使用前に清掃し、熱交換効率を維持します。</p> <p>各種機器等の設置及び入れ替えの際には、省エネルギーに対応した機器を採用します。</p> <p>ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に伴い、高効率の設備を導入し消費電力の削減率を高めます。</p> <p>空調設備入替え時、最新の省エネ機種（インバーター制御、高効率熱交換機搭載機種など）を選定し更新することで、消費電力削減とCO<sub>2</sub>排出量削減をします。</p> <p>蛍光灯からLED照明に更新し、電力を削減します。</p> <p>し尿処理施設の基幹的設備改良工事に合わせて、高効率の設備を導入し消費電力の削減率を高める検討を進めます。</p>
②非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量の削減に向けた取組	
ア. 一般廃棄物焼却量 可燃ごみ中に含まれる合成繊維及び廃プラスチック類 焼却量の削減	<p>一般廃棄物処理基本計画による減量化目標達成に向け、啓発を行います。</p> <p>第6次計画期間中の廃プラスチック類分別収集開始に向けて体制の構築を行います。</p> <p>事業所に対して分別の徹底を働きかけ、資源化や減量化に努めるよう指導します。</p>
③CO <sub>2</sub> 排出量を間接的に削減する取組	
ア. コピー枚数の抑制	<p>印刷物を作成するときは必要部数を十分に把握し、適正な部数を作成します。</p> <p>国、県への調査物等で片面の提出依頼を受けているものを除き、両面コピーを徹底します。</p> <p>各所にリユースボックスを設置し、ミスコピー紙などを再利用します。ただし再利用するものは、機密文書及び個人情報などに十分留意します。</p> <p>庁内メールの有効利用や、電子媒体のファイリングにより印刷物を削減します。</p>

イ. 総合活動によるごみ排出量の削減	職員に対して環境保全に関する情報を提供します。 (ア) 廃棄書類の資源化を心掛けます。雑がみの分別を徹底します。 (イ) 飲食料用缶、びん、ペットボトル等は所定の場所に分別して回収します。 (ウ) マイ箸を利用し、極力割り箸を使用しません。 (エ) 不要となったものでも所管換え等により再使用します。
	食品ロスの削減を目指し、フードドライブの実施や食品リサイクルの活用の案内を行います。
	一般廃棄物再生利用業の指定業者を活用して剪定枝のリサイクルを促進します。
	水道使用量の節減 (ア) 常に節水を心掛けます。 (イ) 雨水利用及びプラント水の再利用を優先し、水道水の節水に心掛けます。
ウ. グリーン購入推進	国等による環境物品等の調達の推進などに関する法律（グリーン購入法）の趣旨に基づき、消費する物品等については、エコマーク製品などの環境負荷の少ない製品の購入を推進します。
エ. 緑化等の推進	敷地内の緑化を積極的に推進します。
	夏季において「緑のカーテン」や屋根散水システムを利用し、室内温度の上昇抑制を図ります。
	廃食用油を用いてバイオディーゼル燃料に再生する仕組みづくりを支援します。
	薪や廃油を再生燃料としたストーブの利用を促進し、温室効果ガスの抑制を図ります。
オ. 自動車燃料使用量の削減	公共交通機関が利用可能な場合は、これらの手段を用います。
	急発進、急加速、空ぶかしを回避し、安全かつ経済的な運転（エコドライブ）を実施するとともに、アイドリングストップを励行します。
	公用車及び重機等を選定する際には、低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。
	自転車通勤を推進します。
	公用車の相乗りを励行します。

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画を推進するために、図6のとおり「環境管理推進委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「環境管理委員」を1名以上配置し、取組を着実に推進します。

#### ①環境管理推進委員会

蓮田白岡衛生組合事務局長を環境管理責任者とし、環境管理委員及び環境推進委員で構成し、本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ②環境管理委員・環境推進委員

各課に1名以上環境推進委員を配置し、各課の長を環境管理委員とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を委員会事務局に定期的に報告します。

#### ③環境管理推進委員会事務局

施設管理課を事務局とし、施設管理課職員で構成します。事務局は環境管理推進委員会の運営全般を行います。また各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、環境管理推進委員会に報告します。

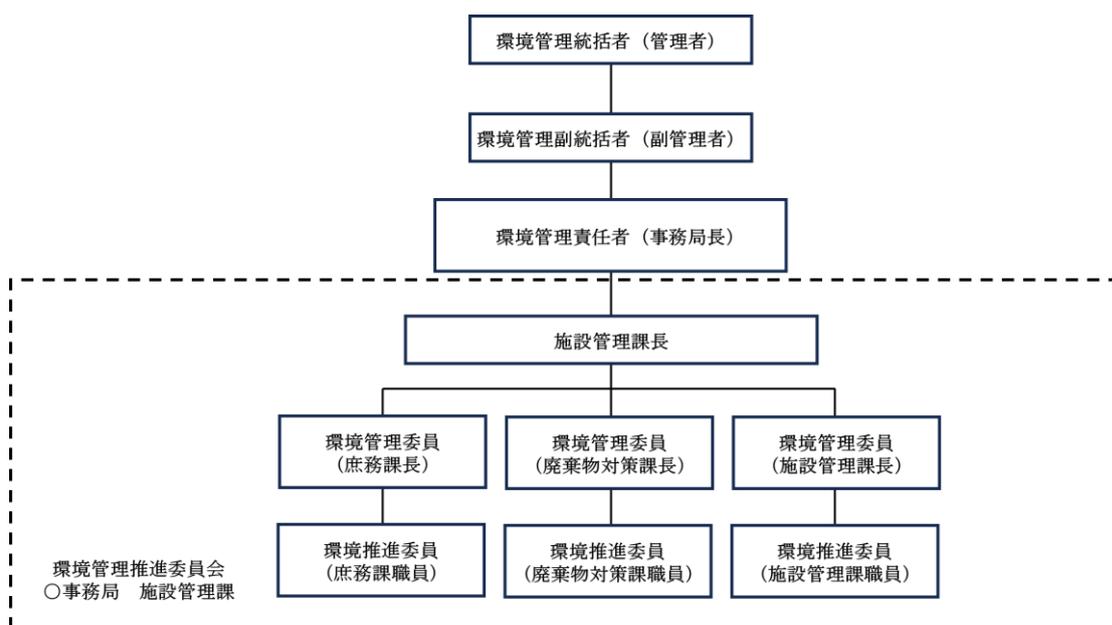


図6 環境管理推進委員会 組織図

## (2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、図7のとおり環境管理推進委員会にて毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

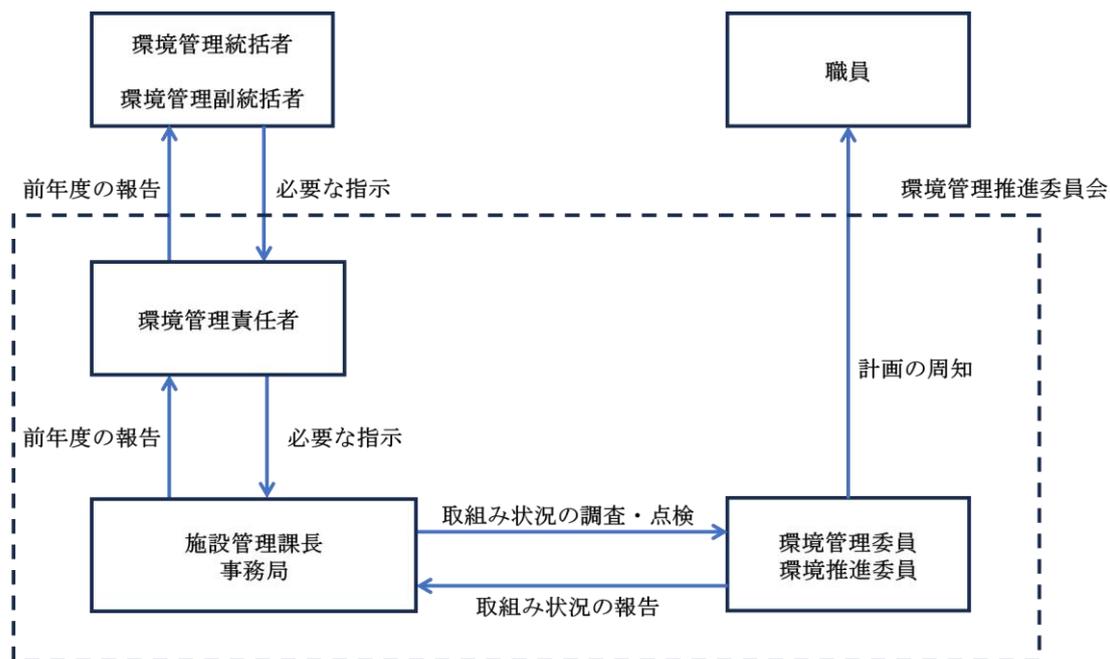


図7 地球温暖化対策実行計画 推進体制図

## (3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、定期的に蓮田白岡衛生組合のホームページで公表します。

注) 以下の役職については、エネルギー使用量が重油換算で1,500KL/年を下回ったことから、令和7年度中に解任している。

基準以上となる場合は、改めて選任が必要となる点に留意が必要である。

- ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条及び第9条）
- ・地球温暖化対策推進者（埼玉県地球温暖化対策推進条例第16条）